

令和7年国東市農業委員会 第10回（10月）総会議事録

1.開催日時 令和7年10月9日(木)14:00～14:50

2.開催場所 国東市役所 2階 201・202会議室

3.出席委員（農業委員）13名

2番 藤本 徹 委員、3番 豊田 聖祐 委員、4番 末綱 博子 委員、
5番 小笠原玉代委員、6番 坂本 貢 委員、7番 森重なるみ委員、
8番 神田 勝士 委員、9番 岩竹 忠洋 委員、10番 有次 昭二 委員、
12番 松原 正 委員、13番 吉田 洋一 委員、14番 佐藤 司 委員、
15番 秋國 崇己 委員

(農地利用最適化推進委員)2名

岡田秀委員、井門豊彦委員

4.欠席委員 2名(1番 古田 明敏委員、11番 松原 雅之委員)

5.出席職員 事務局長 古庄 昭彦、主幹 吉田 典弘、主任 橘 卓弥

6.議事録署名委員の氏名 2番 藤本 徹委員、3番 豊田 聖祐委員

7.議事日程

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第57号 農用地利用集積計画について

議案第58号 農用地利用配分計画について

議案第59号 農用法の規定による非農地証明書の交付について

8.協 議

農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議

9.そ の 他

- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」について
- ・農業委員会の法令順守の実施及び今後の対応について

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>只今より令和7年第 10 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 : 本日は、出席は 13 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。</p> <p>それでは秋国会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。2 番藤本徹委員と 3 番豊田聖祐委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 54 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 26 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 821 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は「県外に移住予定により、農地の管理ができなくなるため。」、譲受人は「経営規模拡大のため。」です。贈与による所有権移転です。</p> <p>この方は〇〇市の方ですが奥さんのお父さんと一緒に農作業をしております。よって毎日、国東市に通って作業しています。今回の申請地は義理のお父さんが借りて、耕作していた土地を所有権移転する予定です。なお当初は 5 月に相談があって受け付けしましたが、一部書類が揃ってなかったため、保留していた案件で申請番号が離れています。</p> <p>申請番号 43 番 土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 1,527 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は「高齢により管理ができないため。」、譲受人は「経営規模拡大のため。」です。贈与による所有権移転です。</p> <p>申請番号 44 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 1,294 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について譲渡人は「農地の管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。</p>

	<p>申請番号 45 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 213 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について譲渡人は、「県外在住により管理ができないため」譲受人は、「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号 46 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 150 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について譲渡人は、「市外在住により農地の管理ができないため。」譲受人は、「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号 47 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 418 m²です。外に田が 4 筆合計 5 筆です。合計面積は 2,047 m²です。譲渡人は〇〇さんです。譲受人は、〇〇さんです。〇〇さんは〇〇市在住ですが、この後の申請番号 48 と同じく空家バンクで家を購入予定であり、国東市に転入する予定です。申請事由について譲渡人は、「県外在住により管理ができないため。」譲受人は、「当該農地を耕作するためです。」売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号 48 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 879 m²です。外に田が 3 筆、畑が 1 筆の合計 5 筆です。合計面積は 2,034 m²です。譲渡人は〇〇さんです。譲受人は〇〇さんです。申請事由について譲渡人は「高齢により、管理ができないため。」譲受人は「当該農地を耕作するためです。」売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号 49 番、土地の所在は〇〇〇、地目は畑で面積は 210 m²です。外に田が 1 筆の合計 2 筆です。合計面積は 307 m²です。譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。譲渡人は、「県外在住により農地の管理ができないため」です。申請事由について譲受人は、「経営規模拡大のため」です。贈与による所有権移転です。以上です。</p>
議 長	議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 26、43、44、45、46、47、48、49 番について、一括して事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。
〇 〇 委 員	45 番ですが、面積が狭いのですが、何を耕作するのですか。
事 務 局	野菜とかサツマイモとか大豆になっています。
〇 〇 委 員	それと 46 番。民泊用に野菜を耕作するとなっていますが、実際に民泊をしているのですか。
事 務 局	この申請の前に今年の 2 月総会で、この周辺の農地も 3 条の許可をとっています。この農地については、神様を祀る石碑があったため、分

<p>議 長</p>	<p>筆してから申請するということとなり、今回、分筆が終わったので3条申請して、そこに民泊用に野菜を耕作してお客さんに提供すると聞いています。</p> <p>その他、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第54号農地法第3条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第55号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第55号農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号5番、申請地は〇〇〇、地目は畑で 合計面積497㎡の、周りを農地と公衆用道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅です。申請地は、国東市役所〇〇〇から北西へ直線で約6.6kmに位置し北、東、西は農地、南は公衆用道路に囲まれています。転用者は、〇〇〇にお住いの個人です。</p> <p>一般住宅を建築したため追認申請です。平成20年に農地を購入する際、売主から「農地法については手続きが完了しているので問題ない。」と説明を受けていたので農地法についてよく確認せずに住宅を建築してしまったため追認案件となります。そのため、転用者から始末書の提出を受けています。今回の追認の申請面積は497㎡で、計画平面図から転用面積は適正と認められます。追認申請であり、周辺農地の所有者も申請者本人です。日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。雨水については自然浸透並びに隣接する排水路へ流し、隣接する農地へ土砂が流出する恐れはないものと考えます。既に建築は完了しており、新たに転用に要する費用は発生しません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第55号農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p>

<p>○ ○ 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>20 年前に知らなかったとはいえ、農地に家を建設してしまったということですが、普通に考えたら重大な過失で、始末書だけで済むのかと思います。</p> <p>平成 28 年以前は推進委員がいなかったもので、農業委員で農地利用調査を行っていたのですが、当時の農業委員が問題箇所について話をしてなかったもので、こうした結果になったと思います。</p>
<p>○ ○ 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>本来、農業委員会としては更地に戻すように指導しなければならないのですが、このケースについては、本当に知らなかったということで悪意がないと思います。追認案件は、これまで始末書の提出で承認してきた経緯があります。農業委員会の総会の中で判断していくことだと思います。</p> <p>その他、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは議案 55 号農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 55 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第 56 号、農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 11 号、申請地は○○○、地目は田で面積は 427 m²の、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあり、生産性の高い良好な営農条件を備えている第 1 種農地です。転用目的は一般住宅です。申請地は、国東市役所○○から南西へ直線で約 3.3 kmに位置し、周囲は農地と市道に囲まれています。転用者は、○○○にお住いの個人です。高齢のご両親の農作業の力になりたいということで両親が住む場所の近所にある当該土地を購入し、一般住宅を建築する予定です。転用に要する費用は、○○円と見込んでおり、それに見合う金融機関からの融資の審査結果通知が添付されています。</p>

		<p>申請番号 12 号、申請地は〇〇〇、地目は田で 面積は 118 m²の、農用区域外の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。転用目的は駐車場用地です。申請地は、国東市役所〇〇から南へ直線で約 2.0 kmに位置し、周囲は宅地と農地、市道に囲まれています。転用者は、〇〇〇にお住まいの個人です。申請農地と、これの北側に隣接する住宅を購入するにあたり、住宅への進入路が既にありますが、車が通行するには狭いため、申請農地に砕石を敷いて、既設進入路も含めて駐車場にするものです。申請農地にすでに敷設されている進入路については無届であったため、昨年 10 月に譲渡人から農地変更届の提出があり、その際に始末書が添付されています。転用にかかる費用は、住宅部分と今回申請農地の合計の土地代が〇〇円、駐車場造成費が〇〇円、計〇〇円であり、それに見合う金額が確認できる通帳の写しが添付されています。以上です。</p>
議	長	<p>申請番号 11 号、申請番号 12 号について事務局より説明がありましたが、本日、担当推進委員も 2 名、出席いただいているので、最初に地区担当の〇〇推進委員にご意見を伺いたと思います。</p>
	〇〇推進委員	<p>推進委員の〇〇です。現地確認や隣地所有者に聞き取りしたところ、周辺の農地への影響は特にありません。</p>
議	長	<p>次に申請番号 12 号について、担当の〇〇推進委員にご意見を伺いたと思います。</p>
	〇〇推進委員	<p>写真と現地を確認して、特に問題はありません。</p>
議	長	<p>議案第 56 号農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請について事務局及び担当推進委員より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p>
	〇 〇 委 員	<p>〇〇さんと〇〇さんはどういう関係ですか。</p>
	事 務 局	<p>特に関係はありません。8 月の総会で 3 条申請をしています。</p>
	〇 〇 委 員	<p>無償になっているので、親子とか親戚関係かと思いました。</p>

事務局	所有者が農地を管理できないので、無償譲渡になったと思います。
〇〇委員	<p>事務局に聞きたいのですが、11番申請で家を建てたいという時は、これまで建築会社の作成した図面が添付資料としてありましたが、個人的には間取りとか見ても仕方はないと思っていましたが、今回、添付されていないのは、家を建てる場合はそうした図面は添付資料として不要になったのですか。</p> <p>また12番についても、これまで駐車場の場合は横断図面などを付けて、どういう舗装構成にして、どういう区画線をして、どういう水の流れになるなど、そうした添付資料がありましたが、私もそういう資料を確認して、判断していましたが、今回、添付資料がないので簡易に判断して良いということになるのですか。</p>
事務局	添付資料の提出はいただいておりますが、資料をつけておりませんでしたので、直ぐに準備します。
議長	<p>議案第56号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、資料が届いたので、審議します。</p> <p>申請番号11番が住宅の関係です。12番が駐車場の関係です。それでは議案第56号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、資料を確認していただきましたので、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第56号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第56号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>それでは議案第57号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	議案第57号農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。利用権の設定は、総数284筆で331,344㎡です。内訳としては田のみで284筆、331,344㎡です。詳細につきましては、資料の

議 長	6 ページから 18 ページをご確認ください。
事 務 局	議案 58 号についても関連するので一括で説明をお願いします。
議 長	<p>議案第 58 号農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。配分計画は、総数が 284 筆で 331,344 m²です。内訳としては田のみ 284 筆で、331,344 m²です。詳細につきましては、20 ページから 32 ページをご確認ください。</p> <p>議案第 57 号の農用地利用集積計画について、議案 58 号農用地利用配分計画について事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 57 号の農用地利用集積計画について、議案第 58 号農用地利用配分計画について一括に提案させていただきましたが、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 57 号の農用地利用集積計画について、議案第 58 号農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続きまして議案第 59 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	議案第 59 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。申請番号 17 番 土地の所在は、〇〇〇、地目は田で合計面積は 35 m ² です。申請人は〇〇さんです。申請事由については、「昔から田の一部に石碑が奉られていたため、3 条申請に際し分筆し非農地とするもの。」です。現在地等は資料をご確認ください。
議 長	議案第 59 号の農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。
〇 〇 委 員	非農地としなければいけないのか。所有者のメリットはあるのか。

事務局	<p>農地として残していたら、再度、農地法の許可申請をしなければなら ないので、所有権移転するために、非農地申請したものだと思いま す。</p>
議長	<p>その他の質疑・意見はありませんか</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは議案第59号農地法の規定による非農地証明書の交付につ いて承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第59号農地法の規定による非農地証明書の交付については、 全会一致で承認されました。</p> <p>続いて協議事項として農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の 事前協議について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次のとおり農業振興地域の指定がある農地に対し、非農地証明願 の相談がありましたので、農業振興地域除外の審議会前に農業委員 会の事前協議が求められていますので内容をご説明し、協議を求めま す。</p> <p>協議番号4番、協議地は〇〇〇外2筆、地目は田で 合計面積は 2,442 m²です。相談者は〇〇さんです。相談内容は21年前に義父が 亡くなって以降、管理する者がなく、雑木が生え込み耕作できる見込 みがないためです。現地は、県道富清掛樋線沿いにあるが、雑草・雑 木・竹・笹などが繁茂しイノシシの被害も見受けられる。また、今後重機 などで改良を行い耕作する者はないと思われることや、管理しなくな ってから20年は経過しているため「非農地判定」は妥当であると思われ ます。現在地等は資料をご確認ください。</p> <p>協議番号5番、協議地は〇〇〇、地目は畑で 面積は205 m²です。 相談者は〇〇さんです。相談内容は自宅のすぐ横にあった畑を、平成 2年ごろ、亡き父が転用手続きをせずに鉋砕を敷くなどして庭として造 成したため、農地として利用できる見込みがないためです。現地は、相 談者の自宅の塀の中にあり、鉋砕を敷き庭石を置くなどしており、庭と なっている。また、今後耕作できる状態に戻す可能性はないと思われ ることや、宅地として機能しているため「非農地判定」は妥当であると思 われます。現在地等は資料をご確認ください。</p>
議長	<p>農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議について、 事務局から説明がありましたが、質疑・意見はありませんか。</p>

	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>この件については、また農振審議会の中で協議することになると思います。その他について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(その他)</p> <p>①農業委員互助会費の返還について</p> <p>②部落差別の解消の推進に関する基本方針及び実施計画及び「部落差別の解消の推進に関する法律」について</p> <p>③農業委員会の法令順守の実施及び今後の対応について</p> <p>文書が届いてから少し期間が経っていますが、別添資料のとおり滋賀県高島市の農地利用最適化推進委員が不法投棄により拘禁刑以上の刑が確定したということで、農業委員会の法令順守の実施及び今後の対応について、農業委員会の職員と委員に綱紀粛正について通知があったものです。</p> <p>皆さんへは令和7年4月の委員研修会の中でも委員のコンプライアンスについて、資料で説明させていただいたので、帰ってから再度、資料の確認をしていただき、一層の綱紀粛正に気をつけていただくようお願いいたします。以上であります。</p>
議長	<p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それではこれもちまして、第10回農業委員会総会を終了いたします。本日も慎重・審議をありがとうございました。</p> <p>議長</p> <hr/> <p>議事録署名委員</p> <hr/> <p>議事録署名委員</p> <hr/>